YMF経済研究会	会計責任者の氏名	関熊千穂子	内山　航　二九、二、一
渡辺秀央経済クラブ	主たる事務所の所在地	新潟県三条市東三条二―三―一	新潟県三条市旭町一―一八―八　二九、一、一〇

備考　従来、総務大臣に届出がされていた、改革新生倶楽部は東京都選挙管理委員会に届出すべき政治団体となったものである。

○総務省告示第九十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十九年三月二十八日

総務大臣　山本　早苗

㈠　政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党東京都参議院比例区第二十八支部	畦元　将吾	二八、一二、五

㈡　その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
新しい風の会	森　俊明	二八、一二、三一
新しい健康社会をつくる会	田邉　諄祐	二八、一二、一二
井奥貞雄21―政経研究会	井奥　貞雄	二八、一二、二八
観光産業研究会	志村　澄雄	二九、一、二〇
志信会	大西　信弥	二七、一二、一
社会福祉未来研究会	田邉　征六	二八、一二、二二
新党改革	荒井　広幸	二八、一二、三一
新党改革比例区第二支部	荒井　広幸	二八、一二、三一
住みよい社会をめざす市民の会	古性　**隆**	二九、一、二九
政治結社皇和同志會南大阪支部	川越慎太郎	二八、一一、一〇
政治結社護國會（設立届出年月日　一二、五、一）	前田　昌雄	二九、二、八
政治結社誠道志団勇盛同志会	阿久津　勇	二七、一二、三一
政治結社天道勇誠社	大路　勇	二八、一二、六
政治結社帝會	中村　志郎	二八、一二、三一
政治団体「いろは」	岩村　六雄	二八、七、二四
たかがい恵美子後援会	稲田まつ江	二八、一二、三一
都市経営研究会	鈴木　雄三	二八、一二、三一
21世紀都市文化フォーラム	枝野　幸男	二八、一二、三一
日本水を守る会（設立届出年月日　二三、七、七）	前田　昌雄	二九、二、八
松原の会	深水賢治郎	二八、一二、三〇
三宅雪子後援会	森安　雪子	二八、一二、二八

○総務省告示第九十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十九年三月二十八日

総務大臣　山本　早苗

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
鳩山　二郎　衆議院議員	新声会	東京都千代田区永田町二―一―二	二八、一二、五
公職の種類			
資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
松田　直久	松田直久後援会	三重県津市大門六―一	二九、一、三一
公職の種類			
衆議院議員			
資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
広田　一	広田一改新の会	東京都目黒区青葉台一―二七―一〇	二九、一、二四
公職の種類			
参議院議員			
資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
田淵　正文	鍋島祐徳会	京都府京都市伏見区西大手町三〇七―五一	二九、一、二四
西村　康稔	総合政策研究会	兵庫県明石市相生町二―八―二一	二九、二、一三
松田　直久	松田直久後援会	三重県津市乙部三五―一一	二九、一、三一

○総務省告示第九十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十九年三月二十八日

総務大臣　山本　早苗

資金管理団体の届出をした者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
田淵　正文	主たる事務所の所在地	京都府京都市伏見区西大手町三〇七―五一	東京都目黒区青葉台一―二七―一〇	二九、一、二四
西村　康稔	主たる事務所の所在地	兵庫県明石市鍛治屋町四―二七	兵庫県明石市相生町二―八―二一	二九、二、一三
広田　一	公職の種類	参議院議員	衆議院議員	二八、一二、三〇
松田　直久	主たる事務所の所在地	三重県津市乙部三五―一一	三重県津市大門六―一	二九、一、三一

○総務省告示第百号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項第一号の規定による資金管理団体の指定の取消及び同項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十九年三月二十八日

総務大臣　山本　早苗

㈠　法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
岩村　六雄	政治団体「いろは」	二八、七、二四
枝野　幸男	21世紀都市文化フォーラム	二八、一二、三一
加藤　敏幸	加藤としゆき後援会	二八、七、二五
熊谷　大	大志会	二八、一二、三一
藤原　良信	陸仙会	二八、一二、三一

㈡　法第十九条第三項第二号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
佐藤　香	佐藤かおりとともにあゆむ会	二八、一二、二六
鈴木　雄三	都市経営研究会	二八、一二、三一

○財務省告示第七十六号

国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第九十八条第三項の規定に基づき、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う健康の保持増進のために必要な事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るための指針（平成十六年財務省告示第三百八十三号）の全部を次のように改正し、平成二十九年三月二十八日から適用する。

平成二十九年三月二十八日

財務大臣　麻生　太郎